

Weekly Report

第490日号
平成31年1月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

贈与税の申告が必要となる主なケース

30年分の贈与税の申告は、2月1日から始まります（3月15日まで）。

◆申告が必要となる主なケース

30年中に個人から財産の贈与を受けた方で、申告が必要となる主なケースは次の通りです。

◎110万円超の贈与を受けた場合……暦年課税の基礎控除額は、受贈者ごとに年間110万円なので、贈与者の人数に関わらず贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える場合は申告が必要です。なお、直系尊属（父母や祖父母など）から20歳以上の方が贈与を受けた場合、その財産に係る贈与税額の計算は「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税を適用する場合……原則60歳以上の父母・祖父母からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税（特別控除額2500万円）を適用する場合は、期限内の申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択できますが、選択した贈与者が亡くなるまで継続して適用されます。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合

……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置を適用する場合は、期限内の申告が必要です。30年中に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、受贈者ごとに700万円（省エネ等住宅は1200万円）です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける場合は、期限内の申告が必要です。なお、同じ配偶者からの贈与について一度しか適用できません。

一定の財産を保有する方は調書を提出

年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、翌年3月15日までに国外財産の種類や価格などを記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出する必要があります。

国税庁によると、29年分の国外財産調書の提出件数は9551件となりました。その総財産額は3兆6662億円にのぼり、そのうち「有価証券」が5割超（1兆9252億円）を占めています。

なお、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等（国外転出時課税制度の対象財産）を保有する方は、「財産債務調書」を翌年3月15日までに提出します。

★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告・納付は2月1日～3月15日、所得税の確定申告・納付は2月18日～3月15日。

※インフルエンザが猛威を振るっていますので、予防策の徹底と、罹患した社員には出社を制限して感染を防ぎます。

2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏えい等を防ぐためにも情報セキュリティ対策の取組みを再確認します。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却費資産に関する申告書」の提出期限は1月31日。